

住民税・国民健康保険税の減免申請

☎ 税務課【☎028 (677) 6013】

東日本大震災により、住宅に被害を受けた人で、り災証明書で「半壊」「大規模半壊」「全壊」の判定を受けている場合、平成23年度住民税および国民健康保険税の減免を受けることができます。

減免申請書の提出期限がせまっていますので、提出していない場合は期限までに提出してください。

●提出期限／平成23年12月26日(月)

【参考】震災減免の減免割合

所得金額	減免割合	
	大規模半壊、半壊のとき	全壊のとき
500万円以下	2分の1減額	全額減額
500万円超750万円以下	4分の1減額	2分の1減額
750万円超1,000万円以下	8分の1減額	4分の1減額
1,000万円超	減免の対象外	

※所得金額は、住民税と国民健康保険では計算方法が異なります。住民税は特別控除や繰越損失差引前の個人それぞれの所得で計算し、国民健康保険は世帯の国民健康保険加入者全員の所得の合計で計算します。

東日本大震災により被害を受けた場合の所得税等の税制上の措置

☎ 真岡税務署【☎0285 (82) 2115】

東日本大震災により被災した場合、所得税などでも次のような税制上の措置が受けられます。

税制上の措置	概要
所得税の軽減または免除	①住宅や家財の損害額が、価格の2分の1以上である場合、災害減免法の適用により、所得税が軽減されます。 ②生活に通常必要な資産に被害が出た場合、損害金額や、修繕費用などに基づいて計算された金額が、雑損控除として所得から差し引きされます。 ①か②のどちらか有利な方の選択になります。
住宅ローン控除の特例	住宅ローン控除を受けていた場合、その住宅が地震により滅失した場合でも、引き続き住宅ローン控除の適用を受けられます。
納税の猶予	震災で財産に相当な損失を受けた場合、所得税の納税の猶予が受けられます。
※所得税以外	
自動車重量税の免除	自動車被災し、廃車となった場合で、新たに自動車を買換えた場合は、自動車重量税が免除されます。
印紙税の非課税	震災で、住宅を建て替えた場合などの工事契約書の印紙税が、非課税となります。

震災に関わる支援制度のご案内

☎ 都市計画課都市計画係【☎028 (677) 6020】

国の支援制度

被災者生活再建支援制度

この制度は、地震により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活再建を支援する制度です。

対象となるのは、主に「全壊」「大規模半壊」の被害を受けた世帯ですが、「半壊」の被害であっても、やむを得ず解体をした場合も対象となります。

申請には税務課発行の「り災証明書」のほか、住民票、再建方法のわかる書類などが必要になります。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。

◇支援金の額

支援金は、①被害程度に応じた基礎支援金（最高100万円）と、②これからの再建方法（建築・購入、補修、賃貸など）に応じた加算支援金（最高200万円）の合計となります。

※賃貸とは、今の住居をあきらめて永続的にアパートなどに生活の拠点を移すことで、一時的な賃貸ではありません。

◇申請期間

- ①基礎支援金：災害発生時から13カ月以内（平成24年4月10日まで）
- ②加算支援金：災害発生時から37カ月以内（平成26年4月10日まで）



町の支援制度

町でも支援制度を創設し、皆さんの再建の支援をしています。

申請には税務課発行の「り災証明書」などが必要です。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。

※各制度の申請書は都市計画課窓口にあります。

①災害見舞金

被害状況に応じて見舞金を支給
（全壊10万円 大規模半壊・半壊5万円 一部損壊1万円）

②住宅の建て替え、修繕などの復興支援金（③との併用不可）

半壊以上の人を対象に、被災住宅の建て替えや修繕費の一部を助成
（上限33万3千円 低所得世帯は上限50万円）

③住宅の建て替え、修繕などの借入金利子補給金（②との併用不可）

金融機関から融資を受けて被災住宅の建て替えや修繕を行う場合に、返済利子の一部を助成
（借入金500万円の年利2%以内を上限として、5年間）

町内で被災された世帯のために、同じく町内に住む直系親族（町内であれば別住所でも可）がお金を借りて被災住宅の建て替え・修繕を行う場合も対象になりました。

※平成24年3月31日までに金融機関と契約をした人が対象となります。ご注意ください。